

口蹄疫等悪性伝染病発生等の
緊急時における殺処分家畜の
埋却業務等に係る協定

区分	締結者		締結年月日
	本会	愛知県	
基本協定	会長	農林水産部長(締結当時)	H22.9.14
運用協定	名古屋支部長	尾張農林水産事務所長	H22.11.18
	一宮支部長	尾張農林水産事務所長	H22.11.18
	海部支部長	海部農林水産事務所長	H22.11.19
	知多支部長	知多農林水産事務所長	H22.10.29
	岡崎支部長	西三河農林水産事務所長	H22.11.10
	幡豆支部長	西三河農林水産事務所長	H22.11.10
	新城支部長	新城設楽農林水産事務所長	H22.11.8
	東三支部長	東三河農林水産事務所長	H22.11.19

口蹄疫等悪性伝染病発生等の緊急時における 殺処分家畜の埋却業務等に係る基本協定

(協議事項)

第6条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた際には、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県農業土木研究会（以下「乙」という。）は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の悪性な家畜伝染病（以下、「口蹄疫等悪性伝染病」という）が発生した場合に必要となる殺処分家畜の埋却業務及びその他関連業務（以下、「埋却業務等」という）の施行に関して次の通り協定を締結する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成22年9月14日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農林水産部長

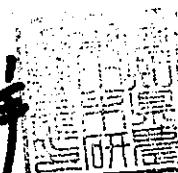
小山茂樹



乙 名古屋市東区主税町二丁目28番1

愛知県農業土木研究会 会長

田村新洋



(目的)

第1条 この協定は、口蹄疫等悪性伝染病の発生等により愛知県内で殺処分家畜の埋却が必要となった際に、これらの家畜伝染病のまん延防止と早期終息を図るため、甲と乙が協力し速やかに埋却業務等を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「埋却業務」とは殺処分家畜等を甲が指定した場所へ埋却する業務をいい、「その他関連業務」とは、畜舎等の清掃・消毒等の作業をいう。

(協力要請)

第3条 甲は埋却業務等を実施する必要がある場合は、乙に協力を要請する。
2 乙は前項の要請があった際には、埋却業務等の実施について甲に協力するものとする。

(運用協定)

第4条 甲及び乙は、埋却業務等を円滑に実施するため、甲の各農林水産事務所と乙の各支部において運用協定を別途締結するものとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその年度の末日までとする。但し、甲又は乙からこの協定を変更もしくは終了させる申し出がない場合は、契約の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

口蹄疫等悪性伝染病発生等の緊急時における殺処分家畜の埋却業務等に係る運用協定

愛知県尾張農林水産事務所（以下「甲」という。）と愛知県農業土木研究会名古屋支部（以下「乙」という。）とは「口蹄疫等悪性伝染病発生等の緊急時における殺処分家畜の埋却業務等に係る基本協定」（以下「基本協定」という。）第4条の規定により、次のとおり運用協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、殺処分家畜の埋却業務等の実施に関する運用を定めることにより、口蹄疫等悪性伝染病のまん延防止と早期終息を図るために、家畜伝染病発生時の速やかな対応を可能にすることを目的とする。

（緊急連絡表）

第2条 甲及び乙は、協力要請や情報提供のため、この協定の締結後速やかに口蹄疫等悪性伝染病緊急組織連絡表（以下「緊急連絡表」という。）を策定するものとする。
2 緊急連絡表には、各農林水産事務所及び各支部の統括責任者と共に、休日、夜間等の連絡が円滑となるよう複数の連絡担当者と連絡先を明記するものとする。
3 また、各支部においては会員への連絡先と共に、各会員の保有・備蓄資機材を明記するものとする。
4 甲及び乙は、緊急連絡表に変更が生じた場合、速やかに相互に報告するものとする。

（情報の提供）

第3条 甲は、口蹄疫等悪性伝染病の発生が予想される場合及び発生した場合には、速やかに乙に情報を提供するよう努めることとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、「基本協定」第3条に掲げる協力要請を行う際は、別紙様式1により乙へ依頼するものとする。
2 依頼を受けた乙は、対応可能な会員を選定し、すみやかに別紙様式2により甲へ報告するものとする。

（埋却処分の実施）

第5条 選定された乙の会員は、甲と契約を締結し埋却業務等を実施するもの

とする。

（費用の積算）

第6条 甲は、埋却業務等に要した費用について、第5条において実施された内容を確認し、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の制定について（昭和52年2月14日付け、農林水産事務次官通知）」及び愛知県農林水産部設計単価表（農地関係）等に基づき積算を行う。

（研修の実施）

第7条 甲は、必要に応じ乙に対し口蹄疫等悪性伝染病の研修を実施するものとする。

（運用協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその年度の末日までとする。但し、甲又は乙からこの協定を変更もしくは終了させる申し出がない場合は、契約の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第9条 この運用協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じた際は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この運用協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成22年11月18日

甲

愛知県尾張農林水産事務所
所長 久保田 勝

乙

愛知県農業土木研究会名古屋支部
支部長 加藤 隆